

少人数学級の推進、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書

令和3年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の改正により、小学校の学級編制の標準は段階的に35人に引き下げられることとなった。今後は、小学校だけにとどまらず、中学校での35人学級の実現が必要である。また、よりきめ細かい教育活動を進めるためには、特別支援学校を含め、さらなる学級編制の標準の引下げを図るとともに、特別支援学級の学級編制の標準については、人数のみで定めるのではなく、在籍する児童・生徒の障害の程度を加味したものとする必要がある。

一方、学校現場では、いじめや不登校など解決すべき課題が山積しており、教職員は子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。このような中、教職員の時間外在校等時間は高止まりしており、長時間労働の是正は喫緊の課題となっている。加えて、昨今では育児休業取得者等が増加し、多くの地方公共団体において臨時的任用教職員等を確保することができず、欠員が生じている実態がある。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数の改善が強く求められている。

また、義務教育費国庫負担制度については、平成18年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたが、教育の機会均等と水準の維持向上を図るためには、国による一層の財政支援が重要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 中学校での35人学級の早期実現や、小学校・中学校・特別支援学校におけるさらなる学級編制の標準の引下げを図ること。また、特別支援学級においては、障害の程度を加味した学級編制の標準とすること。
- 2 豊かな学びや学校の働き方改革の実現に向け、加配定数の増加や義務標準法が定める「乗ずる数」の引上げなど、教職員定数の改善を推進すること。
- 3 育児休業取得教職員の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、算定基礎定数に含めること。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率を2分の1とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月27日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

宛（各通）